

NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2026年2月衆議院選挙)

◇政党的並びは左から公示前の議席順です。

Q1. 優生保護法最高裁判決を踏ました対応について

優生保護法下で行われた強制不妊手術などを憲法違反として39人の障害者が訴えていた優生保護法裁判について、2024年7月3日に最高裁大法廷において、優生保護法は立法時から違憲であり、国会の責任は重いと断じました。9月30日に原告団・弁護団・優生連※1と国との間で「基本合意」が締結され、10月8日には「補償法※2」が成立し、被害者への謝罪と補償が実現されつつあります。

※1 優生連:優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

※2 補償法:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

このような経緯を踏まえ、今後の国としての対応や人権施策のあり方について貴党の考え方をお教えください。重要と思われる次の3点について、貴党の考え方最も近い選択肢を、a・b・cから1つ選んでください。(この設問は他とは回答方式が異なります。)

- ① 国内人権機関(いわゆるパリ原則に則って)の創設について
a 早急に検討に入るべき b 当面は必要ない c その他()
- ② 優生思想に基づく差別や偏見を根絶するための基本法の制定について
a 早急に検討に入るべき b 当面は必要ない c その他()
- ③ 優生政策に関する資料(当事者の生の声や手記などを含む)を保存するための「資料センター」の創設について
a 早急に検討に入るべき b 当面は必要ない c その他()

回答

自由民主党	中道改革連合	日本維新の会	国民民主党	れいわ新選組	日本共産党	参政党	社会民主党
①～③すべてc	①:a ②:c ③:c	①～③すべてa	①～③すべてc	①～③すべてa	①～③すべてa	回答待ち	①～③すべてa

自由記述 (300字以内)

<自由民主党>

①:国際的な要請や平成13年の人権擁護推進審議会の答申を受け、新たな人権救済機関の設置等を目的として、平成14年と平成24年に政府がそれぞれ法案を提出しましたが、いずれも衆議院の解散によって廃案となりました。国内人権機関の設置を含めた人権救済制度の在り方については、これまでの議論の状況も踏まえ、政府において不斷に検討すべきと考えます。近年、いわゆる障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの個別法を制定してきており、差別のない社会の実現のため、まずはこれらの個別法に基づき、きめ細かな人権救済を推進していきます。

②と③:2024年12月に政府で取りまとめた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」において、「記憶を風化させないようにするための方策、人権侵害に迅速に対応する実効性のある体制の構築など、引き続き検討する。その際、今後予定されている国会による旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施するものとする」とされており、旧優生保護法補償金等支給法第33条に基づく調査及び検証の結果を踏まえ、検討していく必要があると考えます。

<中道改革連合>

②優生思想に基づく偏見と差別を含め、疾病や障害のある方々に対するあらゆる偏見と差別を根絶し、個人の尊厳が尊重される共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、更なる施策を検討する必要があると考えています。

③二度と同じ過ち繰り返さないよう、徹底的な調査・検証を実施するとともに、資料センターの創設も含め、優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐための取り組みを推進する必要があると考えます。

<日本維新の会>

優生保護法が国会で全会一致の議員立法として成立してしまい、その後、廃止されるまで長期の年月がかかつてしまつた事実を踏まえ、国会の責任として、被害者への贖罪と、二度と繰り返さないという宣誓を明らかにすべきと思います。

<国民民主党>

旧優生保護法に基づき、多くの方々が誤った目的の下、特定の疾病や障害を有することを理由に、生殖を不能にする手術、人工妊娠中絶を受けることを強いられ、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、長年にわたり耐え難い苦難と苦痛を受けてまいりました。

最高裁判所大法廷判決において、旧優生保護法の規定は日本国憲法に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められました。このような事態を二度と繰り返すことのないよう、あらゆる偏見と差別を根絶し、疾病や障害によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される共生社会を実現すべく、全力を尽くします。

<れいわ新選組>

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」の下、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されました。ヒアリングでは「障害者に対する偏見や無知の解消のためにはインクルーシブ教育を推進すべき」。「障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能」が出されていましたが、省庁の調整を経て出された計画では、「心のバリアフリー」の取組の強化にとどまっています。

障害者に対する偏見・差別のない共生社会の実現を本気で目指すのであれば、対策推進本部幹事会の構成員を省庁のみでなく、被害当事者、障害当事者を入れるべきと考えます。

<日本共産党>

25年11月末現在、補償金の認定者はわずか1560人であり、被害者の2%にとどまっています。弁護団などから「すべての障害者手帳所持者に補償法ができたことを国が知らせるべき」「視覚的な情報が多いと視覚障害者には情報が入ってこないので、テキストでわかりやすく伝えることが必要」「知的障害の人にはどこまで情報が伝わっているのか」などの声があがっています。すべての被害者に補償の情報が届くよう、国は自治体と連携してあらゆる手を打つべきです。

<参政党>

回答待ち

<社会民主党>

記述なし

Q2. 障害のある人の投票について

障害者権利条約や障害者差別解消法にもとづき、「障害がある人々の投票行為について合理的配慮を欠くことは差別である」との認識の下、当会は実態調査や要望書などさまざまな活動を続けています。総務省や厚労省による通知の発出、地方自治体でもマニュアル作成など対策が検討されていますが、今回の突然の総選挙においてもさらなる進展をめざしたいと考えます。すべての障害のある人が選挙権行使するためどのような投票環境の改善が求められるか、貴党の考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考えるものに、○をつけてお答えください(1つでもよい)。

- ① 自治体の選挙管理委員会は「合理的配慮」「不当な差別的取扱いの禁止」に関するマニュアルを作成し、障害当事者の声を聞き、地域事情や実態を把握して、その実施や改訂に努め、周知を徹底すべきである。
- ② 投票所までのアクセス、投票所内の移動、投票用紙、自筆による記入方法の改善などバリアフリー化に努めるべきである。
- ③ 選挙公報は、アクセシブルでわかりやすい情報とし、点字版、拡大文字版、音声版、分かり易い版、電子版の作成など、障害がある人に障害がない人と同じタイミングで情報が確実に届くよう努めるべきである。
- ④ 郵便投票の簡素化や巡回型の移動投票所など投票行為の可能性をはかるべきである。

回答

自由民主党 ②、④	中道改革連合 ①～④すべて選択	日本維新の会 ①～④すべて選択	国民民主党 ②	れいわ新選組 ①～④すべて選択	日本共産党 ①～④すべて選択	参政党 回答待ち	社会民主党 ①～④すべて選択
--------------	--------------------	--------------------	------------	--------------------	-------------------	-------------	-------------------

自由記述（300字以内）

<自由民主党>

障害者の方々の投票環境の整備は重要な課題と認識しています。投票所設備等のハード面や情報提供等のソフト面の両面での向上を図る地方公共団体の取組みについて、自民党としても、地方財政の充実・確保等を通じて積極的に後押ししています。

<中道改革連合>

すべての有権者が平等に参政権を行使できるよう、これまで成年後見制度利用者の選挙権回復などに尽力してきました。引き続き、障がい者や高齢者等がより投票しやすい環境を整備するため、投票所のバリアフリー化や利便性向上、郵便投票の対象拡大に向けた議論を推進します。また、スマートフォン等を用いたインターネット投票の実現に向け、本人確認やセキュリティ対策、選挙の公正確保といった課題を解決しつつ、導入をめざしてまいります。多様なニーズに対応し、有権者である誰もがスムーズに権利行使できる社会の実現に取り組みます。

<日本維新の会>

障害のある人の参政権、投票権の保障については、不斷の見直しと改善が必要だと考えています。各自治体の各選挙において、反省点を洗い出し、条件のあるところから改善していくことが望ましいと考えます。

<国民民主党>

障がい者や高齢者の権利行使としての投票機会確保のため、郵便投票の範囲拡大や投票所のバリアフリー化、点字・音声・手話等による情報提供や合理的配慮としてのチェックによる投票等についての制度改革に取り組みます。また、インターネット投票の導入により、すべての有権者がより投票しやすい環境づくりを進めます。

<れいわ新選組>

記述なし

<日本共産党>

共産党は昨年の国会質疑の中でも投票所のバリアフリー化を求め、合理的配慮を求めてきました。

今回の短期間の選挙は、選挙を実施すること自体が点字の選挙公報が間に合わないなど、合理的配慮を欠く行為だと言わざるを得ません。大雪の季節であり、投票所まで足を運ぶことが困難な障害者や高齢者のための移動支援の制度があっても使えるのか、また巡回投票車が出せるのかなど、投票できるかわからない状況を作り出しています。どんな状況のもとでも、投票の権利を保障するためには何が必要なのか、当事者参加の話し合いによってさらに制度を拡充させます。

昨年、手話施策推進法が成立しましたが、聴覚障害者の参政権保障をさらにすすめます。

<参政党>

回答待ち

<社会民主党>

4つとも早急に対応すべきと思います。

Q3. 所得保障のあり方について

障害のある人の所得については、就労の機会が得にくいや障害年金が十分でないことなどにより、日常生活を送るにも困難があり、「貧困」状況にあるなどの調査結果もあります。結果として、家族への依存、生活保護受給といった状況にある人も数多くいます。このような状況を開拓するための所得保障のあり方について、貴党の考えをお教えください。

以下の選択肢から優先すべきと考える2つまでに、○をつけてお答えください(1つでもよい)。

- ① 企業等に就労して安定した収入を得られるよう、障害者の就労支援施策を拡充すべきである。
- ② 福祉的就労の場に雇用契約を位置付け、年金とあわせて生活できる収入を保障すべきである。
- ③ 障害基礎年金の増額や認定方法など、障害年金の抜本的な改革を検討すべきである。
- ④ 国民生活基礎調査に基づく障害者の相対的貧困率を明らかにし、公表すべきである。
- ⑤ 生活保護制度との関係性を整理すべきである。
- ⑥ 家族依存を求める「扶養義務制度」そのものを検討すべきである。

回答

自由民主党 回答なし	中道改革連合 ①、③	日本維新の会 ①、③	国民民主党 ①	れいわ新選組 ②、③	日本共産党 ②、③	参政党 回答待ち	社会民主党 ②、⑥
---------------	---------------	---------------	------------	---------------	--------------	-------------	--------------

自由記述（300字以内）

<自由民主党>

地域において自立した日常生活及び社会生活を送る上では、障害年金などの所得保障や就労支援などを組み合わせて、ご本人が希望する生活を実現できるよう支援することが重要であり、併せて、工賃向上などの収入を増やす取組を進め、障害のある方が安心して生活を送ることができるよう努めてまいります。

<中道改革連合>

これまで、障がい者の就労を年金制度上評価する仕組みや、特別障害給付金の創設などを実現してきました。2019年10月から障害年金生活者支援給付金が実施されますが、障害年金の認定状況を速やかに調査し適切な認定体制を整備することや、障害年金の相談体制を拡充すること、また、障害年金の在り方については、医療モデルから社会モデルに転換するなど更なる改善に向けて検討します。

今後さらに、一般就労の拡大や就労継続支援を含めた障がい者の就労環境の改善等を通じて、所得保障の充実と社会参加の拡大を推進していきます。

<日本維新の会>

障害者の方も自立することが望ましく、雇用契約を前提とする障害者雇用率制度(法定雇用率)に加え、フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みの導入等、様々な規制緩和を通じ、身体・知的・精神の障がい種別にとらわれない障害者の就労環境の向上を推進します。自立できない障害者は社会的弱者として支援をすべきと考えます。また無年金障害者の解消が急務です。

<国民民主党>

既存の発想にとらわれない新たな社会参加・就労機会の場を確保します。障がい者支援のため、優先調達の促進(就労支援施設からの自主製品の優先調達)や適正な工賃の検討を行います。障がい者に関する公的支援全般について所得制限撤廃をめざします。

<れいわ新選組>

れいわ新選組は、所得保障政策として「最低保障年金」を導入し、低年金、無年金の方の生活を支えることを基本政策に取り入れています。また、障害者雇用施策として、「福祉的就労(就労継続支援B型)」の場で働く障害者(利用者)の現状改善のため、障害者も健常者と同様に最低賃金を保障し、イタリアの社会的協同組合、社会的企業のような、雇用・被雇用ではない第三の働き方への国・自治体の支援を法制度化することを基本政策に取り入れています。

<日本共産党>

2025年は障害年金を申請しても不支給となった人の割合が24年度は23年度より約1・5倍に増加し、精神障害・知的障害では基礎年金の不支給は約2倍に増えたことが明らかになりました。これまで年金機構では都道府県ごとに障害年金の認定格差のあることが問題になり全国一本化しての審査になるなど「改革」されてきましたが、依然として審査はブラックボックスに包まれています。障害年金を憲法25条にもとづいた障害者の「権利」として保障し、必要な人すべてに支給されるよう、医学的所見を中心とした障害認定基準、障害認定システムから、生活のしづらさや障害者のくらしに寄り添った年金制度にできるよう、根本的に見直すべきです。

<参政党>

回答待ち

<社会民主党>

あえて2つだけ〇をしましたが、いずれも重要と思います。

Q4. 精神障害者政策のあり方について

国連の障害者権利委員会の勧告(2022)で、長期入院・強制入院などの精神医療政策が厳しく指摘されました。一般病院との格差を生むいわゆる「精神科特例」も是正されず、入院中の身体拘束や虐待も未だ続いています。精神医療・保健福祉の抜本的改革について貴党のお考えを伺います。
以下の選択肢から優先すべきと考えることを2つまで選択してください(1つでもよい)。

- ① 自由剥奪の強制入院である医療保護入院や措置入院について、抜本的な検討をすべきである。
- ② 虐待にもつながる「精神科特例」など、精神科医療を特殊化しない医療改革を徹底すべきである。
- ③ 意思決定支援など支援者と信頼関係を築き、本人が自らの生き方を実現できる支援を充実すべきである。
- ④ 退院後の住宅や福祉サービスなど、家族に頼らなくとも地域で暮らせる支援システムを拡充すべきである。
- ⑤ 精神障害者に根強い差別・偏見を解消するための人権啓発のあり方について検討し、継続して実施することが求められる。

回答

自由民主党 回答なし	中道改革連合 ①、④	日本維新の会 ④、⑤	国民民主党 ⑤	れいわ新選組 ①、④	日本共産党 ①、②	参政党 回答待ち	社会民主党 ①、⑤
---------------	---------------	---------------	------------	---------------	--------------	-------------	--------------

自由記述（300字以内）

<自由民主党>

精神障害者の方々が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、普及啓発等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。
また、入院制度を含む精神保健医療福祉のあり方については、今後とも当事者を含む関係者のご意見を聴きつつ、検討を進めてまいります。
なお、精神科特例については、平成12年の医療法改正に伴い既に廃止されているものと承知しています。

<中道改革連合>

精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。移行に必要な生活支援の在り方については、当事者とともに議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めます。家族等が同意や不同意の意思表示をしない場合に、市町村長の同意が安易に行われ、医療保護入院が増加することのないよう、必要な措置を講じます。

<日本維新の会>

精神障害者を社会の一員として人権を尊重し、社会全体が精神障害者について正しい知識を持てる様啓発活動を強化します。また、医療機関の負担を減らすことで、限られた医療資源を他の医療に振り向けることも可能になります。ケアのメニューを充実させ、精神障害者ができるだけ社会で生活できるようなサービスの展開が必要です。とくに精神障害のある人が地域社会で暮らしていくためには、①住宅政策②就労政策③ヘルパー（介助）制度の充実④グループホームの増設⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実⑥障害者総合支援法による計画相談体制の充実⑦家族負担（本人からすれば家族依存）の軽減などの実現が必要だと考えています。

<国民民主党>

大人の発達障がいへの社会全体での理解を促進するため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の更なる実施等、国による啓発活動・指導等の強化に取り組みます。さらに、既存の発想にとらわれない新たな社会参加・就労機会の場を確保します。

<れいわ新選組>

精神科医療改革には選択肢のどれも必要と考えます。その一方で、世界に類を見ない入院患者の多さと長期入院を改善するためには、日本の精神科病院の9割が民間病院で、病床利用率を上げなければ病院経営が成り立たない構造を変える必要があります。日本と同様に民間病院が多いベルギーで入院を減らした方法が参考になると考えます。期間を区切って計画的に精神科病院の社会的入院者を減らすとともに、減った分の病床の入院料を一定期間（5年間）国が補償し、病院スタッフの雇用を維持して地域の精神医療・保健のアウトリーチに回すなどの仕組みを設け、段階的に人的・物的資源と予算を地域サービスに回すという方法です。

<日本共産党>

精神科病床を持つ病院が突然運営を停止し、地域に1つも精神科病院がないなどの事態が全国で起きています。ただでさえ厳しい病院運営に加えて、精神科特例が虐待を助長するなど、医療体制に深刻な影響をあたえています。精神科特例は一刻も早く改めるべきです。精神保健福祉士（PSW）の役割が重要ですが、登録者の4分の1程度しか医療機関にいません。精神保健福祉士の待遇改善を求めます。

精神科の長期入院の中で70～80代の患者が多く、認知症などの高齢者を受け入れる施設や在宅介護を支える体制がなければ長期入院は解決しません。精神医療・保健福祉のためにも、介護を支える介護報酬の抜本的な引き上げが必要です。

<参政党>

回答待ち

<社会民主党>

これも2つだけ〇をしましたが、いずれも重要だと思います。

Q5. 障害者基本法の改正について

障害者基本法は2011年の改正の際、附則第二条で3年後の見直しを規定していますが、現在まで改正されていません。2014年に障害者権利条約を批准し、2022年には「総括所見(勧告)」が出され、障害施策に対してさまざまな懸念事項が指摘されています。

国内では、障害者差別解消法の制定(2013年)や情報アクセシビリティ法の制定(2022年)など、大きな進展も見られます。2024年7月には優生保護法問題をめぐる最高裁判決が出され、政府は障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画を策定しました。障害者基本法の改正について、貴党のお考えをお教えください。以下の選択肢から優先すべきと考える2つまでに、○をつけてお答えください(1つでもよい)。

- ① 第一条「目的」の条文に、「障害者権利条約を踏まえて」という趣旨を盛り込むべきである。
- ② 二条「定義」の条文を現状に合わせて検討し、「合理的配慮」の定義を新設すべきである。
- ③ 第四条「差別の禁止」において、「合理的配慮の否定」が差別に該当することを明文化し、「関連差別」や女性と障害などの「複合的差別」等について明記すべきである。
- ④ 第五条「年金等」では、障害者の所得を障害のない人と同じ水準にする視点から、障害に関する追加費用、無年金障害者の救済、障害者団体との協議などを加筆すべきである。
- ⑤ 第二十八条「選挙等における配慮」は、投票方法の明記や行政の責務などを加筆し、障害者が立候補する場合の規定を盛り込むなど、抜本的な検討が必要である。
- ⑥ 障害者権利条約の批准、国連の障害者権利委員会からの総括所見などを踏まえて、「障害者施策の監視」「権利侵害からの救済と制裁」「統計及び資料の収集」など、新たな条文を設けるべきである。

回答

自由民主党 回答なし	中道改革連合 回答なし	日本維新の会 回答なし	国民民主党 回答なし	れいわ新選組 ①、③	日本共産党 ①、③	参政党 回答待ち	社会民主党 ①、③
---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	--------------	-------------	--------------

自由記述（300字以内）

<自由民主党>

障害者基本法は障害者施策全体の理念法という位置づけであり、今回選択肢に提示されている問題意識は基本的に個別法の検討の中において対応するべきものと認識しております。総括所見も踏まえ、障害者政策委員会からの意見聴取を経て策定された第五次障害者基本計画に基づく取組を進めていくことが、まずは必要であると考えております。

<中道改革連合>

誰もが安心して暮らし活躍できる共生社会を実現するため、改正障害者差別解消法に基づく、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化を踏まえた法内容の周知啓発等の取り組みの強化をはじめ、第5次障害者基本計画に盛り込まれたさまざまな障がい者施策を着実に進めてまいります。また、必要に応じて、障がい者施策を見直しつつ、基本法の中で優生思想の根絶を明確に規定し、社会全体にその危険性を共有するなど、障害者基本法、障害者虐待防止法などの法制度の改正を行います。

<日本維新の会>

障害者基本法については、不斷にその運用状況を監視、検討していく必要があります。そのために貴団体をはじめとした関係者、各方面の方々の声を受け止めて参りたいと思います。今後とも忌憚のないご意見をお願いします。具体的な法改正については、国会内で各党の合意が重要と考えており、まずはその議論の場を設けることが大事だと考えています。

<国民民主党>

精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら障がい者政策を進めます。内閣府に設置した政策委員会の機能強化など、障害者基本法の改正を検討します。

<れいわ新選組>

記述なし

<日本共産党>

共産党は15年も手つかずの障害者基本法を障害者権利条約の水準で見直すべきと求めてきました。「合理的配慮をおこなわないことは差別である」の明記や、平等な社会参加のために「必要な支援を権利として保障すること」を規定し「国と自治体の支援提供義務の明確化」を反映させることなどが必要です。

障害者基本法に三障害の一元化が明記されているにもかかわらず、生活保護の加算の認定については、身体・知的障害者は障害者手帳によって、精神障害者のみ年金証書の等級で判断されています。こうしたいまだに精神障害者だけ区別されている制度も残されており、障害者基本法をいきたるものとして、さらに制度を拡充できる「改正」が必要です。

<参政党>

回答待ち

<社会民主党>

これもいざれも重要ですが、あえて①③に丸しました。

Q6. 貴党の障害者政策の特徴について

貴党の障害者政策で、衆議院議員選挙にあたり最も訴えたいことについて、簡潔にお書きください。また、冊子やホームページなどで公表されている障害者政策をお示しください。

自由記述

<自由民主党>

改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行を踏まえて、より一層の周知を図る等、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現にむけて、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、教育・啓発などを含めた取組みを強化します。また、障害者スポーツや、障害者の芸術・文化活動の更なる推進にも取り組みつつ、必要に応じて障害者基本法改正を検討します。

障害福祉施策について、强度行動障害への対応も含め、障害者の重度化・高齢化に対応し、障害者が希望する地域での自立生活の実現・継続を支援するため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備促進などを進めます。また、障害福祉人材の確保に向けて、待遇改善に取り組みます。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児やその家族等への支援を進めます。また、児童発達支援センターの機能強化などにより、地域における障害児支援の充実を図ります。

障害特性や就労ニーズの多様化が進む中で、精神、発達障害者等の就労支援やテレワーク等の推進を通じ、雇用の質の向上を図ります。障害者雇用と福祉の連携を強化し、2025年10月から施行された就労選択支援の円滑な実施や障害者就労を支える専門人材の育成強化など、効果的で切れ目のない支援体制の構築を進めます。我が党が主導した「障害者優先調達推進法(ハート購入法)」の着実な実施に努めます。

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、意思疎通支援が必要な障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の充実に努めます。併せて、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」を踏まえ、読書環境の整備を進めます。また、「手話に関する施策の推進に関する法律」を踏まえ、手話に関する施策を総合的に推進します。

更に、2025年12月に成立した「高次脳機能障害者支援法」を踏まえ、高次脳機能障害者支援センターの整備等により、高次脳機能障害者やその家族等への支援に取り組みます。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための基盤整備や人材の確保を積極的に推進してまいります。

<中道改革連合>

医療・介護・障がい福祉・教育など、生きていく上で不可欠な公的サービスへのアクセスを保障するベーシック・サービスを拡充します。

- 医療・介護・保育・障がい福祉従事者などの給与を全産業平均へ引き上げます。
- 障がい福祉サービスなどの報酬改定を見直し、障がい福祉サービスを充実させます。
- 障がいの有無にかかわらず、文化や芸術、スポーツを通じた共生社会を実現します。
- 障がい者用ICカード、運賃の精神障がい者割引、航空機バリアフリートイレの導入を進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進します。

中道改革連合HPの基本政策と2026主要政策をご参照ください。

<日本維新の会>

- 158.分身ロボットなどのテクノロジー開発や、超短時間雇用の導入等の規制緩和を通じ、身体・知的・精神の障がい種別にとらわれない障がい者雇用率の向上を推進します。
- 159.障がい者福祉についても、雇用契約を前提とする障がい者雇用率制度(法定雇用率)に加え、フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みを導入する等により、多様な働き方を促進します。
- 160.障がい者の就労系福祉サービスについて、在宅(テレワーク)での利用を一層普及させるため、事業所への周知やICT環境整備の支援を推進します。
- 161.長時間の介助を受けられる「重度訪問介護」のサービスについては、経済活動中にも利用可能にする等、重度障がい者が活躍できる環境を整備します。
- 162.障がい者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーション手段の保障、デジタル・ディバイド(情報格差)解消のため、行政サービスを中心として情報保障の充実化を図ります。また、「手話施策推進法」に基づく施策を推進します。
- 163.障がい児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、療育発達支援施設の拡充など地域における療育支援体制を構築します。
- (日本維新の会マニュフェスト「維新八策2026 個別政策集」より)

<国民民主党>

障がい者・難病患者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用をめざします。障がいの有無等にかかわらず、同じ場で共に学び、働く「インクルーシブ教育・雇用」を推進します。

また、障がい者福祉における公的支援全般の所得制限撤廃、手話言語法、情報コミュニケーション法の制定、重度障がい者の自立支援給付と孤立防止に向けて、安心して暮らすことができる居場所作りに取り組みます。

<れいわ新選組>

重度障害の当事者議員2名を有するれいわ新選組は、「私たちに関することは私たちなしに何も決めるな！」を一番の基本としています。衆議院選挙のマニュフェストでは、「障害、ジェンダー、国籍など当事者・少数者が排除されない社会を！」を訴え、その中で障害者政策として

①障害の有無で分け隔てられることなく、共に育ち、学ぶ、インクルーシブ保育・教育へ転換する
②期間を区切って計画的に地域移行を促進し、施設入所者、精神科病院の入院者を減らす。強制入院と新規入所はなくす
③障害福祉サービスの年齢・地域・利用目的等での制限をなくし、地域で暮らし続けられる切れ目のない制度にする。65歳以上の障害者に対する介護保険優先原則はなくす。

を掲げています。それ以外の詳細な障害者政策に関しては、れいわ新選組の基本政策の「障害・共生」をご参照ください。

<https://reiwa-shinsengumi.com/policy/>

<日本共産党>

今回の選挙の重点施策は「障害児者の福祉・医療は所得制限をなくし無料にします。障害年金や手当の認定基準や認定システムを見直し、所得制限を廃止して、支援の必要な障害者に公平に支給される制度にします」です。

共産党は障害を自己責任化する利用料負担に反対し、自立支援法施行以来、20年間一貫して無料を求めてきました。障害者世帯の福祉利用料の年間負担総額は約100億円、障害児世帯は約200億円です。自公政権が「持続可能な制度」のためだと、所得制限さえなくしてきませんでした。引き続き福祉・医療の無料化を求めていきます。

共産党は「障害年金不支給倍増問題の検証と再発防止対策、障害年金の改善を求める緊急要求」を昨年12月に発表し、厚労省に申し入れをおこないました。障害者の所得保障の重要な柱である障害年金問題の改善に向けて、引き続きとりくみます。

共産党の障害者政策を詳しく述べている各分野政策「28 障害・難病・慢性疾病」「29日優生保護法」は、日本共産党のHP「政策」からご覧いただけますので、ぜひ見てください。

<参政党>

回答待ち

<社会民主党>

主なものとしては、実効性のある包括的差別禁止法の制定と人権救済機関の設置、公共文通におけるバリアフリーの推進などがあります。